

白川町ケアマネジメントに関する基本方針

(策定の趣旨)

介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「ケアマネジャー等」という。）は、介護保険の基本理念に基づき、自立支援や重度化予防を目的としたケアマネジメントを行う必要があります。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、保険者とケアマネジャー等で共有することを目的とし「白川町ケアマネジメントに関する基本方針」を策定しました。

各居宅介護支援事業所におかれましては、基本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施していただきますようお願い致します。

(ケアマネジメントの基本的な方針)

1 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援並びに第 1 号介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者並びに第 1 号介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者等は、事業の運営に当たっては、白川町、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めなければならない。